

個人番号（マイナンバー）の記入等に係る注意点《保健予防課》

マイナンバーが記入された申請書類を受け付ける場合は、本人確認(番号確認と身元確認の両方)が必要です。

- 【1】 **番号確認**→記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認
- 【2】 **身元確認**→番号の正しい持ち主であることの確認

※ 郵送での申請の場合、【1】【2】のコピーの提出が必要です。「個人番号（マイナンバー）確認書類、身元確認書類のコピー貼付用紙」にコピーを貼付してください。

マイナンバーを記入する対象者、またこれらの確認に必要な書類は下記のとおりです。

個人番号（マイナンバー）の記入について

マイナンバーを記入する対象者は、受診者の属する医療保険等に応じて下記の通りです。

1. 国民健康保険（退職国保含む）、国民健康保険組合の場合

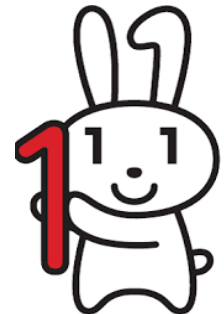
申請者及び受診者本人、受診者本人と同じ国保に加入している方全員分のマイナンバーを記入してください。

2. 被用者保険の場合（全国健康保険協会・健保組合・共済など）

申請者及び受診者本人、被保険者のマイナンバーを記入してください。

3. 生活保護を受けている世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の場合

申請者及び受診者本人のマイナンバーを記入してください。



個人番号（マイナンバー）の確認について

● 申請者本人が申請する場合

【1】 **番号確認**に必要な書類（下記のいずれか1点）※マイナンバー記載対象者全員分が必要

- 個人番号カード（裏面）（写真付きICカード）
- 個人番号通知カード（紙ベースのカード《個人番号のみ記載》）
- 個人番号が記載された住民票の写し 又は 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

【2】身元確認に必要な書類（(a)欄はいずれか1点、(b)欄はいずれか2点）※申請者分が必要

(a)	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面) <input type="checkbox"/> 住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 官公署の職員証、学生証、社員証 <p style="text-align: center;">上記証明書等のいずれか1点</p>	本人の顔写真付 有効期限内 現住所が記載されている ものであること
(b)	<input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証（国民健康保険・社会保険・船員保険・後期高齢者医療保険・介護保険） <input type="checkbox"/> 指定難病特定医療受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、自立支援医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 各種年金証書、生活保護受給者証、老春手帳または優待乗車証、戸籍謄本、納税通知書、源泉徴収票 <input type="checkbox"/> キャッシュカードまたは通帳、クレジットカード <input type="checkbox"/> 職員証、学生証、社員証 <p style="text-align: center;">上記証明書等の中でいずれか2点</p>	本人の顔写真なし 「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されているものであること

※『個人番号カード』をお持ちの方は、1枚のカードで番号確認と身元確認の両方ができます。

● 申請者の代理人が申請する場合

① 代理人の代理権の確認が必要です。

- 任意代理人の場合は、小児慢性特定疾病支給認定申請書裏面の委任欄に記入が必要です。

（例：申請者が父で来所が母の場合、父から母への委任が必要です。）

委任欄に記入がない場合は代理権を証明するものとして認められる書類が必要です。

（例えば、個人番号カード、健康保険証、運転免許証など公的機関等が申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類）

- 法定代理人の場合は戸籍謄本又はその資格を証明する書類が必要です。

② 代理人の身元確認が必要です。

- 必要な書類は、【2】身元確認に必要な書類一覧と同じです。

③ マイナンバー記載対象者の番号確認が必要です。

- 必要な書類は、【1】番号確認に必要な書類一覧と同じです。